

平成 25 年 12 月 24 日作成

平成 26 年 1 月 15 日施行

佐賀大学教育学部附属中学校

## いじめ防止基本方針

### I 基本方針策定までの経緯

憲法の精神にのっとり、教育基本法には、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と規定されている。これを受け、学校教育法には、中学校における教育の目的は「小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする」と規定されている。これらの目的を実現するために、学校教育法第 21 条には普通教育の目標が掲げられており、中学校における教育は、その目標を達成するように行われなければならない。そこに示された 10 の目標の中で、自主・自律及び協同の精神や規範意識、公正な判断力、公共の精神、社会への主体的な参画とその発展に寄与する態度を養うためには、生命を尊重する精神に培うことが基盤となる。21 世紀の知識基盤社会に生きる子どもたちに、たくましく社会を生き抜く力を身につけさせることは、学校の責務である。子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた成長、発展が望まれる。そのような健全な子どもたちの成長のためには、学校に安心と安全な環境が保障されていることが肝要である。生命を尊重する精神は、自他のかけがえのない命を大切にし、よりよい在り方、生き方を求めることにつながる。

しかし、中学生が自ら命を絶つという痛ましい事案が続けて発生している。警察庁・厚生労働省の調査によれば、平成 22 年から中学生の自殺者数は増加傾向が続き、令和 6 年度は 163 人にのぼる。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていかなくてはならない。

自殺対策基本法において、「心の健康の保持に関わる教育及び啓発」が努力義務とされ、学校でもさまざまな研修が行われるなど、自殺予防教育の推進は必須の取り組みである。

自殺の背景は家庭問題や健康問題など多岐にわたるが、いじめや交友関係の悩み、学業不振など学校問題に起因するものも少なくない。将来のある子どもたちが自ら命を絶つというような悲劇は大人の責任で何としても防がねばならない。

平成 25 年 6 月 28 日に示された「いじめ防止対策推進法」の内容として、

- 1 いじめがいずれの学校のいずれの児童生徒等にも起こりえるものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とする。いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようになること。

2 いじめは生徒の人間としての尊厳を害する行為を含むものである。また、いじめは、犯罪その他重大な人権侵害となる行為も含む。そのような行為を、決してしてはならないものであることについて、生徒が認識できるよう情操と道徳心に培い、規範意識を養い、及び自尊感情を育むべきこと。

3 いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒の生命を保護すること、及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが最優先事項であることを認識すべきこと。

4 いじめを受けた経験を有する者の意見が反映されるようにする。また、いじめを受けている者の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じて最大限に必要な配慮をすべきこと。

という基本理念の下、学校における未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

これらのことを踏まえ、校長を中心に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決をめざし、校内の協力と協働体制の再構築を図ることが急務である。また、佐賀大学教育学部との連携を深めながら指導の徹底を図る。いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けて、更なる取り組みを進めることにより、生徒・保護者に対する揺るぎない信頼の構築を図る。

そのためには、「いじめを絶対に許さない」「いじめる側が悪い」という認識を、教職員はもとより生徒も持つことを大前提とする。全教職員が、生徒が発しているわずかなサインも見逃さない感性を身につけなければならない。教師は、「自分の学校や学級でもいじめが起きているかもしれない」という強い意識をもって、学年経営や学級経営にあたる必要がある。

これらのことを念頭におき、以下に本校の基本方針を示し、いじめのない安全で安心な学校の実現をめざして学校経営にあたる。

## Ⅱ 本校のいじめ防止基本方針

- 1 命の教育を基盤として、豊かな情操と道徳的心情を養い、生き方や在り方の教育を一層推進する。
- 2 さまざまな交流を通して、心のふれあいを体感させ、人を大切にする心を育み、人間関係調整力を高める。
- 3 全教育活動を通じて、道徳的な実践力を高め、人権感覚と人権意識の高揚を図る。
- 4 学校生活へのよりよい適応指導の充実を図る。

## Ⅲ 本校の学校教育目標

**本校の使命に応じて、高いレベルで自律し、共同することができる次世代リーダーを育成する**

#### Ⅳ めざす生徒像

**自律と共同によって、新たな価値を生み出す生徒**

- 1 自律的リーダーシップ及びフォロワーシップを発揮して、教師と共に学校をつくる。
- 2 主体的・自律的に学ぶとともに、自ら問いを立て他者を巻き込みながら粘り強く探究する。
- 3 心身の健康づくりに配慮し、身体を鍛え、文化的活動に励む。

#### Ⅴ めざす教師像

**本校の使命を自覚し、自律と共同によって専門性を高め、目標の達成に邁進する教師**

- 1 「学び」の意味や教科の本質を見据え、不断の授業改善に努める。
- 2 事象を自分事として捉え、自分軸を持ちながらも、変化に柔軟に対応する。
- 3 自分の持ち味を生かし、チームとして組織的に取組を進める。
- 4 保護者及び専門家等と連携・協働し、学校全体の教育力を高める。
- 5 佐賀大学の教員養成の課題について理解を深め、次世代の優れた教員を養成する。

#### Ⅵ 基本的な方針

##### 1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

**（１）いじめ問題の撲滅のために、組織的機動的に対応できる組織の構築を図る。**

##### ① いじめ防止対策会議の設置

第２・４金曜日第１校時に開催している生活指導部会において、いじめ問題に関する情報交換や情報収集、対応方策等について話し合う。この部会をいじめ防止対策会議として位置づけるとともに、自己指導力の育成の観点からの対策を講じる。また、必要に応じて毎週木曜日第１校時開催の企画委員会も、いじめ防止対策会議として位置づけ、学校経営や学年経営の視点から、未然防止に関わる方策を策定する。

##### ② いじめ防止対策委員会（２２条委員会）の設置

学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に係る協議を行う。

いじめの疑いがある場合に、いじめ防止対策委員会を開催する。情報収集や事実確認を行い、いじめと判断した場合に対応方策を決定し、速やかに実行する。いじめを認知した場合は、設置者である大学へ報告する。

いじめ防止対策委員会のメンバーは、校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、人権・同和教育主任、養護教諭。

### ③ いじめ防止対策協議会の設置

重大な事案発生の場合には、速やかにいじめ防止対策協議会を開催する。いじめ防止対策委員会のメンバーに、外部専門家として、第三者のメンバーを加える。教育学部教授、弁護士、警察、ＳＣ、医師等。

## (2) いじめの未然防止

### ① 人権・同和教育の推進と充実

#### ア 人権教育の在り方

- i 豊かな価値観や人権感覚を育て、差別を乗り越える力を育てる人権学習プログラムを作成する。
- ii 「人権が尊重される人間関係づくり」「人権が尊重される学習活動づくり」「人権が尊重される環境づくり」という視点をすべての教育活動の基盤に位置づける。

#### イ 人権について考える取り組みの実施・・・年２回

- i 人権について考える生徒主体学活
- ii 人権作文の朗読
- iii 人権に関する学級目標の設定
- iv 道徳の授業

※文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について(第３次とりまとめ)」

人権教育については、このような「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じてこれを推進することが大切である。

### ② 心の教育の充実

#### ア 道徳教育の質的充実

- i いじめ問題解決につながる内容項目の洗い出し、焦点化及び重点化を図る。
- ii いじめ問題それ自体に関わる資料を教材化して実践する。
- iii 「生命の尊さ」道徳の授業実践。

#### イ いのちの教育の推進

- i 性教育及び事前、事後の取り扱い
- ii 「いのち」について考える授業実践

### ③ 学年経営の充実

ア 学年の実態に応じて、いじめ防止についての学年の方針を打ち出す。

イ いじめ防止について、学年集会等で啓発を促す。

ウ 学年部会で、生徒の状況について情報交換を行い、いじめの早期発見に努める。

エ Edv-Path の検査結果を分析・考察し、活用する。

#### ④ 学級経営の充実

ア いじめ問題について、担任・副担任の思いや考えを語る。いじめは絶対に許さないという姿勢を示す。

イ 支持的共感的風土を醸成する学級づくり

ウ 人間関係づくりを意図した学級活動、道徳の実践

※ 構成的グループエンカウンターを取り入れた学級活動、道徳。

アサーションプログラム、ソーシャルスキルトレーニングの導入等

エ 学級通信等で、学級の様子を知らせる。

#### ⑤ 生徒指導の推進

ア 生徒指導の実践上の視点を活かした授業づくり

i 自己存在感を与える授業づくり

ii 共感的人間関係を育成する授業づくり

iii 自己決定の場を与える授業づくり

iv 安全かつ安心できる授業づくり

イ 自己指導力を意識させ、高めさせる指導・支援の工夫

ウ 規範意識を育てる教育プログラムの開発

#### ⑥ 生徒会と連携した取り組み

生徒会を中心に、生徒が主体になってよりよい集団自治のために行うプロジェクトを推進させる。

生徒会目標である「知心・結心・通心～『シンカ』する心でウェルビーイングの実現へ～」や生徒会が中心となって作成した「附中生のいじめゼロ宣言～FOR YOU～」を活用し、いじめを許さない雰囲気づくりを行う。また、他校の生徒会等と連携させ、いじめ撲滅のための機運を高める。

#### ⑦ 保護者や地域社会と連携・協力し、いじめ防止に努める。

ア 保護者会や公民館主催の会議等で、啓発活動を行う。

イ いじめ防止に関わる学校の取組状況を説明し、理解を得て協力を引き出す。

ウ 家庭でできること等について、講演会を開催したり意見交換をしたりする。

エ 年2回、全ての保護者と面談を行い情報交換することで、いじめの発見と防止に努める。

#### ⑧ 研修の場の継続的な確保

職員研修で「いじめ防止」に関わる研修を行う。研修を通して、職員の「いじめ防止」に対する意識の高揚を図り、見識を深め、よりよい実践につなげる。

### ⑨ 情報モラルの啓発

情報モラルに関する授業や研修会を実施し、生徒や保護者に向けた携帯電話・スマートフォン及びインターネットの利用に関する情報モラルの啓発活動に努める。

### (3) いじめの早期発見，早期対応のための方策の実施

#### ① いじめ防止対策会議において，いじめ実態アンケート調査を実施する。

各学年において，その結果についての分析と考察をし，対応策を決定する。  
6月，11月，2月に実施する。各学年より，いじめ防止対策会議において，報告を行う。

#### ② 教育相談主任を中心とした教育相談体制を充実させる。重大事態とならないような体制を構築する。

ア 教育相談週間の設定・・・年2回

イ 気になる生徒との面談・・・随時

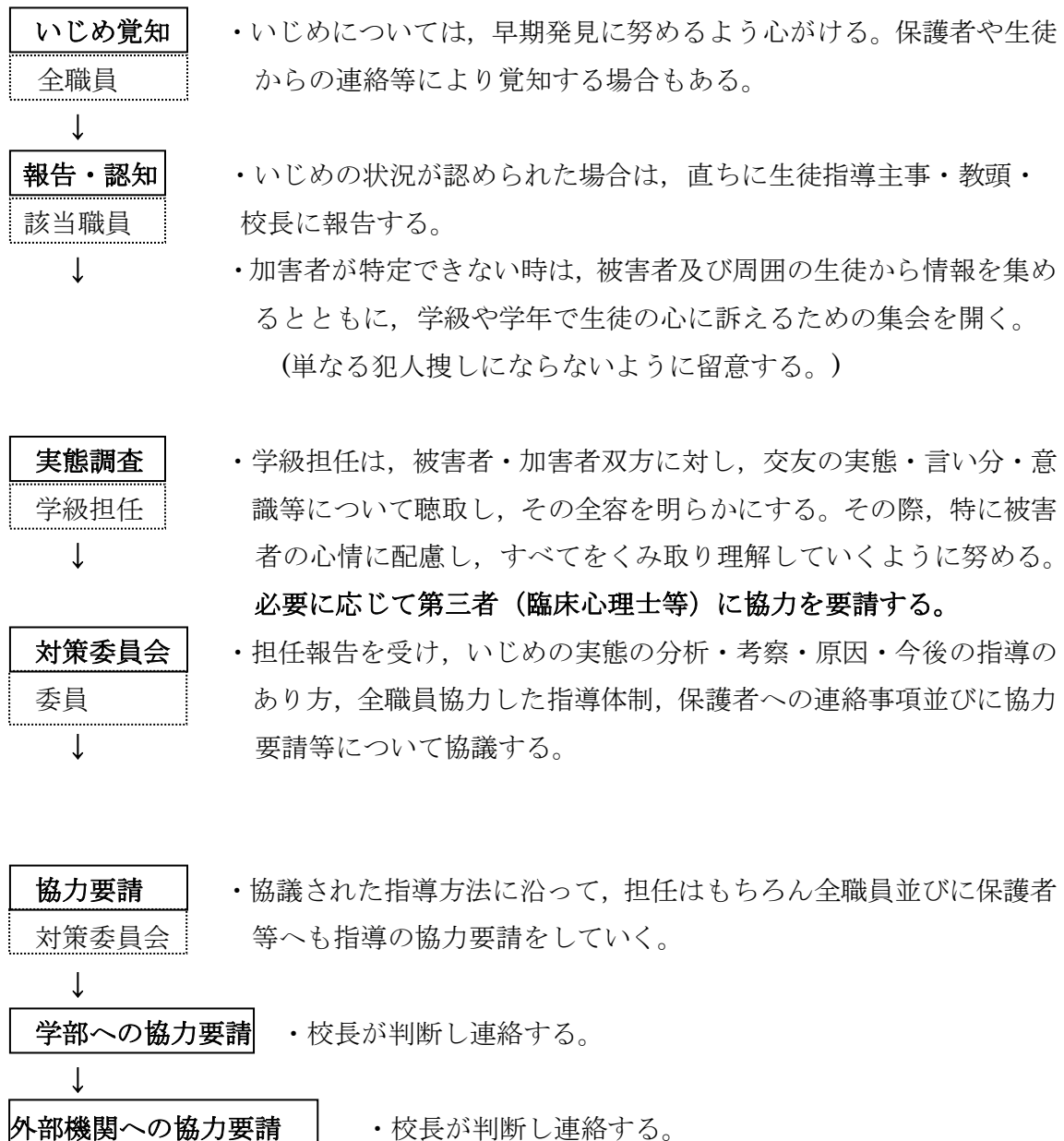
ウ 保護者面談の実施・・・年2回

エ 専門機関（スクールカウンセラー・特別支援学校）との連携

#### ③ 「心の扉」を実施する。

月初めに「心の扉」（教育相談アンケート）を実施する。その分析と考察の結果については，各学年で情報を共有し組織的に対応する。

## 2 いじめ事案への対応の流れ



## 3 外部機関との連携（再発防止及び重大事態への対処）

### （１） 学部（大学）との連携

必要に応じて、学部（大学）へ専門家の派遣などについての支援を要請し、連携を図る。

また、重大事態又は重大事態と疑われる事態が発生した場合は、直ちに学部へ報告し、学部と連携しながら事態の調査にあたり、事態の解決に努める。

### （２） 警察との連携

必要に応じて、佐賀南警察署と連携を図る。また、連携内容については警察と協議をし、改善を図り、より効果的なものにしていく。

## **Ⅶ 基本方針の見直し**

いじめ防止等の手立てを効果的かつ着実に実施していくため、必要に応じて本校の基本方針の見直しを行う。

平成 27 年 7 月 8 日一部改訂

平成 28 年 3 月 24 日一部改訂

平成 28 年 4 月 1 日一部改訂

令和 元年 4 月 1 日一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日一部改訂

令和 6 年 4 月 1 日一部改訂

令和 7 年 4 月 1 日一部改訂